

〈研究ノート〉

近世初期伊勢湾岸村落の家族と婚姻に関する 新史料の紹介と分析結果について

——寛文6（1666）年尾州知多郡師崎村「惣百姓宗門改并

寺手形連判帳」の分析を通して——

青木 美智男

はじめに

愛知県知多郡南知多町師崎は、伊勢湾に突き出た知多半島の最南端に位置している漁港である。そして渥美半島伊良湖や三重県鳥羽と結ぶ伊勢湾フェリーの発着港でもある。この師崎と、近くに浮かぶ同郡篠島・日間賀島という二つの小島を、近世を通して代々支配してきたのは尾張藩の船奉行千賀志摩守だった。千賀氏は家臣川合氏を師崎に常駐させ三つの知行地を管轄させた。その川合家がそれら三村の村落支配に関する文書を多数残してきた。現在南知多町史の編集のためこの文書の整理がおこなわれているが、その中に、「寛文六年午之霜月 惣百姓宗門改并寺手形連判帳」（現在南知多町所蔵、以下「宗門改帳」と略す）という分厚い1冊の帳面がある。

この帳面はほかでもなく、全国的な寺請制実施の翌年に作成された、宗門改帳としては比較的早期のものである。しかも、その記載形式はきわめて異例である。私が管見した限りでは、同時期に作成された諸藩の宗門改帳と比較しても他に類例をみない特殊なものである。そこでまずその内容の数戸分を紹介して、研究対象として本文書がもつ価値を検討しておくことからはじめよう。

[第1例] 庄屋松左衛門の場合

高持百姓 庄屋

- 一、松左衛門年三十七、生国知多郡師崎村、父六年以前相果申候、母年五拾九私壱家罷有候、宗旨禪宗、
- 一、女房年式拾三、知多郡岩屋村新左衛門娘六年以前私所へ参申候、宗門禪宗、
- 一、男子辰之助年三歳、私壱家罷有候、宗旨禪宗、
- 一、弟八郎年式拾五、八年以前江戸湊町ニ罷有候、宗旨禪宗、
- 一、下人四人之内、吉三郎年式拾七、私壱家ニ而生申候、宗門禪宗、仁藏年式拾二、知多郡古布村金三郎子、拾年以前私所ニ置申候、宗門禪宗、作助年式拾八、当所六右衛門子、六年以前

々私所置申候，宗旨禪宗，

一，下女三人，いし年四拾式，当所喜左衛門子，六年以前々私所置申候，宗門禪宗，こちや年四拾八，知多郡古布村金左衛門子，三拾六年以前ニ私所ニ置申候，宗門禪宗，なつ年拾九，三州堀切村九左衛門子，当年々私所ニ置申候，宗門禪宗

私壱家不残禪宗

旦那寺 延命寺④

右之通少も相違無御座候，惣而私諸親類之内，先年々吉利支丹御穿鑿かゝり申者無御座候，

松左衛門④

[第2例] 高持百姓次郎四の場合

高持百姓

一，次郎四年四拾三，生所師崎村，父式拾壹年以前，母八年以前ニ相果申候，宗門禪宗，

旦那寺 延命寺④

一，女房年三拾四，当所庄右衛門娘拾式年以前ニ私所へ参申候，宗旨一向宗

旦那寺 大野村法通寺④

一，子式人男子三歳年拾六，五年以前々江戸湊町ニ罷有候，男子長吉年九歳私壱家ニ罷有候，宗旨禪宗

旦那寺 延命寺④

右之通少も相違無御座候，惣而私諸親類之内ニ先年々吉利支丹御穿鑿ニ懸り申者壱人も無御座候，

次郎四④

[第3例] 高持百姓長四郎の場合

高持百姓

一，長四郎年五拾六，生所師崎村，父拾五年以前，母七年以前相果申候，宗旨淨土宗

旦那寺 宗真寺④

一，女房年四拾四，当所弥右衛門娘，廿五年以前私所へ参申候，宗旨禪宗

旦那寺 延命寺④

一，子式人，男子長三郎年廿一，女子きり年廿三，私壱家罷在候，宗門禪宗

旦那寺 満徳次

右之通少も相違無御座，惣而私諸親類之内，先年々吉利支丹御穿鑿ニ懸り申もの壱人も無御座候，

長四郎④

[第4例] 高不持百姓久兵衛の場合

高不持百姓

一，久兵衛年五拾五，生所尾州なごや々三拾壹年以前々当所居住仕候，諸親類名古やニ罷在候，宗旨禪宗，

一，女房年四拾四，知多郡方名村孫右衛門娘廿三年以前私所へ参申候，宗門禪宗，

一，子三人，男子茂左衛門年三拾九，三州西郡村茂兵衛子拾壹年以前養子仕候，諸親類右村ニ罷

有候，宗門禪宗，女子たつ年廿五，男子長吉年拾八，何れも私壱家い申候，宗門禪宗
私壱家不殘禪宗 旦那寺 延命寺⑩
右之通少も相違無御座候，忽而私諸親類之内先年より吉利支丹御穿鑿かゝり申者壱人も無御座候，
久兵衛⑪

[第5例] 身分肩書きなし忠三郎の場合

一，忠三郎年四拾式，生所師崎村，父拾壱年以前ニ相果申候，宗門禪宗
旦那寺 豊泉寺⑫
一，女房年三拾八，当所長左衛門娘拾九年以前私処參申候，宗門禪宗
旦那寺 満徳寺⑬
一，母年六拾式，生所師崎村，私壱家罷有候，宗旨禪宗
旦那寺 満徳寺⑭
一，男子又藏年拾五才，生所師崎村，私壱家ニ罷有候，宗門禪宗
旦那寺 豊泉寺⑮
右之通少も相違無御座候，忽而私諸親類之内ニ先年より吉利支丹御穿鑿かゝり申者壱人も無御座候，
忠三郎⑯

以上の5例をみて、本「宗門改帳」の記載形式の特色を読みとっていただけたことと思う。いずれの場合も、戸主を請人として、父母・女房・子弟・奉公人に至るまで、戸主と家族・親族・奉公人など同居者のすべてに關し、年齢・出生地・親名・同居年数・出村年数・没年数・旦那寺の宗派を書きあげさせ、それを記述形式で記載している。そして分厚いと感じるだけあって、その総数は

家数合三百二拾五軒
人数合千四百九拾式人^(マヽ)

内 七百七拾人 男
同 六百拾三人 女
同 百八人 男女たび罷有候

と帳面の最後に記されているように、全戸数325戸に及ぶ。

しかもこれらが、その前書のなかで「当村忽百姓五人組之者共互ニ僉儀仕」と述べている通り、5戸分の記載後にかならず五人組（ただしこの内に、四人組、六人組が各1組あり）構成員全員連判の請書が添付され、五人組の連帶責任で請書が提出されている形式がとられている。それゆえ、65組の請書が添付されていることになる。そしてさらに、庄屋2人・組頭2人の請書（指上申一札之事）が全戸主の請書の最後に添えられる念の入れようである。

ではなぜこうした宗門改帳が寛文6年に尾張藩領内で作成されたのだろうか。この点については、拙稿「寛文六年尾州知多郡師崎村宗門改帳作成の背景——寛文年間尾張藩領隠れキリストン発覚事件とのかかわり——」（『知多半島の歴史と現在』2号 1990年）において詳述しているの

で、簡単に触れるにとどめることにする。

それは、寛文元（1661）年、尾張領内で発覚した隠れキリストン弾圧事件と同5年の幕府による寺請制の全国化による宗門改めの実施と深くかかわっている。尾張藩は領内で隠れキリストンが発覚したこともあるって、寛文5年から7年にかけて、年2回（2月、11月）の宗門改めを実施した。本「宗門改帳」は、この間の寛文6年11月に作成されたものである。また川合家文書の中には、寛文6年2月と同7年2月の同じ記載形式の宗門改帳の一部が残されているので、年2回の作成という方針通り実際におこなわれたことが分かる。そして隠れキリストン摘発が一段落した寛文8年以降、尾張藩は宗門改めを年1回とし、諸藩が採用している宗門改帳の記述形式と類似した帳面作成へと転換した。

以上の点から本「宗門改帳」が、隠れキリストン発覚事件との関連なしには作成されなかったことを推論できる。しかし問題は、すでに紹介したような独特的な記述形式にある。紹介した5例に共通する特色は、個々人の前歴に力点がおかれ、生没や婚姻、養子縁組、奉公などの人的移動に関して、とくに念を入れた記述になっている点にある。この意図はどこにあるか。それはほかでもなく、年2回の改め月を2月と11月という、冬季稼ぎをはじめ村民の出入のもっとも激しい月に設定したことを考え合わせれば、人口移動期に、隠れキリストンなど不審者の侵入を穿鑿するためだったとみるのがもっとも妥当だろう。それに、村内外においての前歴に不審がないことを、戸主・親類縁者・五人組・村役人によって確証させるという、執拗なまでの連帯責任による抑圧の論理が直接表現されたために、独特な記述形式になったものとみることができる。

そしてこの人間の移動に穿鑿の重点をおいた記述形式こそが、同時期に作成された一般的な他藩の宗門改帳とは違って、さまざまあらたな事実を我々に提供してくれることになった。たとえば、「父六年以前相果申候」（第1例）という父や母の没年数や、「一、女房年式拾三、知多郡岩屋村新左衛門娘六年以前私所へ参申候」（第1例）という妻との結婚に関する記述、さらには出稼ぎ・養子縁組などに関する記述などは、家督相続の時期から、男女の結婚年齢や出稼ぎ期間、そして出産年齢などまで、これまでほとんど未知に近かった事実を明らかにしてくれる。その点でもっとも手薄だった近世初期における海村の人口史はもとより、家族史・社会史や女性史の解明にとって貴重なデータを提供してくれる好史料でもある。しかも1村325戸という家族に関する記述は、データとして量的にみても不足はない。

そこで本稿では、本「宗門改帳」の数量的な分析を通して、師崎村の家族構成や婚姻、さらには労働力移動のありかたなどについて検討し、近世初期の伊勢湾沿岸海村における家族の存在形態の具体像を浮彫りにして見たいと考える。

1. 尾州知多郡師崎村について

本帳面の分析に入るまえに、師崎村についての概況を紹介しておこう。しかし残念ながら同時期の関連文書の残存がいまのところ確認されていない。とくに、村民個々の土地所持に関する文

近世初期伊勢湾岸村落の家族と婚姻に関する新史料の紹介と分析結果について

書については皆無である。その点で、村落構造の分析に関する基本的な史料を欠いている。そこで推論せざるをえない部分がかなり多岐にわたることを、あらかじめお断りしておかなければならぬ。

まず、現在近世初期の師崎村を概観できる史料としては、寛文11(1671)年の尾張藩領『寛文村々覚書帳(下)』(『名古屋叢書続編』第3巻 所収)「知多郡」の部分をあげることができる。その記述は次のようなものである。

元高式百四拾石七斗壱升七合

一、概高三百六拾六石壱斗弐升七合

但馬之庄 師崎村

内 百四拾石四斗 是ハ千賀志摩本知 概已後四ツニ不合候故、如此引ル、

但、愛知郡露橋村ニ而込高渡、

田畠弐拾四町四反拾八歩

田方四町四反壱畝拾壱歩 雨池かゝり

内

畠方拾九町九反九畝七歩

一、家 数 弐百七拾五軒

男 八百弐拾八人

一、人 数 千四百九拾弐人

女 六百六拾四人

牛 三疋

一、禪宗 須佐村正衆寺末寺 亀翁山延命寺

寺内 八畝歩 備前検除

一、天台宗 野田村密藏院末寺 白翁山神宮寺

寺内 三畝歩 本田之内 紿人除

一、真言宗 大井村医王寺末寺 天永山遍照寺

寺内 壱畝歩 右同断

一、淨土宗 須佐村光明寺末寺 花養山宗真寺

寺内 三畝歩 右同断

一、禪宗 当村延命寺末寺 満徳寺

寺内 壱畝歩 右同断

一、同宗 同 末寺 福寿寺

寺内 壱畝歩 右同断

一、同宗 同 末寺 豊泉寺

寺内 壱畝歩 右同断

一、播頭崎大明神 当村 神宮寺内

社内 三反歩 前々除

外ニ畠式反歩、右、大明神領ニ、本田之内、給人ヲ附置、

	富士浅間	小大膳持内
一、社式ヶ所	内	当村弥宣
	白山権現	九郎左衛持内

社内 六畠歩 給人松山之内、除

一、雨池式ヶ所 内 大池 小池 公儀ヲ修覆、

一、板橋壱ヶ所 百姓自分懸、

一、廻船式拾七艘

一、小舟拾七艘

壹枚 浦方高札

一、御高札式枚	内	壹枚 幾里支丹高札
---------	---	-----------

一、御上洛・朝鮮人来朝之時、人馬出、

一、夫銀・堤銀・御鷹餉犬代米、御定之通ニ出、

一、年貢米 舟廻、

名古屋ヘ拾五里 舟路拾七里

一、師崎村より道法	篠島ヘ海上壹里 日間賀ヘ海上廿町 三州佐久ノ島ヘ海上式里 勢州大湊ヘ舟路九里
-----------	--

外ニ

一、松山拾九町	給人拂領山
---------	-------

以上であるが、この『寛文村々覚書帳』の記述と現在の地形や集落の分布状況から類推できる近世の村落景観は、丘陵が海岸に迫る半島南端のわずかな平地に家屋が密集しているところからみて、丘陵のなだらかな斜面や谷あいに小耕地が開発され、海岸線に沿って数部落が点在していたとみることができる。そして、寛文11年の総戸数275戸に耕地を平均に分配すれば、1戸当たりの耕地面積が1反歩にも満たないことがわかるように、きわめて零細で、しかも全水田が「雨池かゝり」、つまり溜池灌漑による不安定な農業経営が営まれていたと考えてよいだろう。

そこで注目しなければならないのは、『寛文村々覚書帳』の廻船数(27艘)と小舟数(18艘)に関する記述である。廻船数は、中世末より伊勢湾内の湊として繁栄した伊勢湾側の大野(66艘)と三河湾側の半田(35艘)に次いで多い。師崎以下では、小野浦(9艘)、横須賀(3艘)〈以上伊勢湾側〉、河和(2艘)、亀崎(1艘)、乙川(1艘)〈以上三河湾側〉などが数艘の廻船をもつてゐる。つまり師崎は戦国期の水軍の要港だけあって、寛文期においても知多半島沿岸の村落のなかで、かなり有数の廻船基地だったことがうかがい知れる。

そして近世伊勢湾海運史研究の第一人者である村瀬正章氏の仕事(『近世伊勢湾海運史の研究』1980年)によれば、それらのほとんどは、江戸廻船であったという。この他小舟18艘は、半島全

体で、田舟 67 艘・小舟 247 艘・^{波不知舟}5 艘・渡海舟 12 艘を数えることからすれば、おそらく江戸廻船と地域を結ぶ湾内廻船に従事していたものとみてよいであろう。

このような廻船業は、その後東廻り、西廻り航路の整備や菱垣・樽廻船など江戸・大坂間を結ぶ大廻船の隆盛によって大きく変化していき、しだいに廻船数の減少を余儀なくするが、17世紀後半から18世紀前半期までは、かなりの村民が依然廻船にかかわっていたとみて間違いない。

さらに、この『寛文村々覚書帳』にはまったく記載がないものの、もう一つ忘れてならないものに、漁業とのかかわりがある。南知多町編『南知多町史』本文編によれば、この沿岸一帯は鰯・鰐の漁場として、早くから有名であった。なかでも豊富な漁獲量と広い用途をもった鰐漁には、多くの漁民が船を出し、小集団による小網操漁法が大網漁の存在を脅かすにいたっていたという。このほか、「秋冬ヨリ春分迄内海ニ入来、波間ニ出没シ潮水ヲ吐キ起」という鯨漁と海鼠漁も盛んで、いずれの漁獲にも千賀氏の家臣川合氏が直接関与したが、師崎村は、鯨の解体場であり、海鼠の腸を塩漬けにする「海鼠腸」（このわた）生産の加工と集荷地でもあったのである。

以上のようにみると、師崎村の村民の多くは、農業・漁業、そして廻船業と、複合的な産業活動にかかわりながら生計を維持してきたものとみてよいだろう。

2. 寛文期の家族構成と家族数について

師崎村の全戸数はすでに紹介したように 325 軒である。そこでまず全戸数の百姓身分に関する分析から検討することにしよう。本「宗門改帳」の戸主の記述には、紹介した 5 例をみれば明らかに、それぞれ身分上の肩書きが附されていることがわかる。そのうち、「高持百姓」と記されているものが 254 戸、「高不持百姓」と記されているものが 31 戸、神主とあるものが 1 戸、全く肩書きの記載のないものが 39 戸ある。そして肩書きに加えて「庄屋」という村役人名が記されているものが 2 名（松右衛門・佐左衛門）あり、この他に本帳面の最後の請書の部分に庄屋 2 名とともに与三右衛門と五郎右衛門が組頭として連判しているところから、庄屋・組頭各々 2 名によって村政が運営されていたことが明らかになる。

なおここでいう「高持百姓」と「高不持百姓」、さらにまったく肩書きの記載のないものとの、身分上の相違が村落内で具体的にどのようなものだったのかということについてはわからない。一般的・常識的にみて、「高持」 = 本百姓、「高不持」 = 無高とみて差し支えなかろうが、記載のない村民については、非農業民と一概に断定することもできないだろう。いまのところ確認できるのは、神主小大膳と医師喜庵（山下清「宗門改帳による近世初期の師崎村」『みなみ』52 号）の 2 名のみで、それ以外は実際にどのような職業に従事していたのか明らかにできるすべはない。

ついで、全戸数について家族構成と家族数についてみてみると第 1 表のようになる。この表は、第 1 群として、戸主夫婦（A）、夫婦・子ども（AB）、夫婦・子ども・父母（ABC）、夫婦・子ども・父母・兄弟と親族（ABCD）など、戸主夫婦を中心に各世代の家族構成別にそれぞれまとめ、第 2 群として戸主（E）のみで妻帯していない家族を同じ分類でまとめ、第 3 群として戸主が女性

第1表 家族構成と家族数の相関表

家族構成 (人)	A	A	A	A	A	A	A	A	E	E	E	E	E	E	F	F	計
	B	B	B	B	C	C	D		B	B	B	C	C	D	B		
	C	C	D		D				C	C	D						
	D								D								
1															1	1	
2	11								3		12				3	29	
3	25			2					4	4		16	1		2	54	
4	36	16	5	1	3	5			2	1		18				87	
5	31	13	1	11	2	6	1				1		2			68	
6	17	12	11	2		6	1						4			53	
7	5	5	3	2		2	1									18	
8	3	1	5													9	
9	2		4													6	
計	11	119	47	24	20	5	17	8	0	9	5	1	12	40	1	1	325

(注) A=戸主夫婦

B=子ども

C=父母

D=戸主の兄弟姉妹とその他の親族

E=戸主・男

F=戸主・女

(F), つまり「後家」「女房」として記載されている家族を1群としてまとめてみて、それぞれと家族数の関連をみたものである。そして第1表をみて言えることは、夫婦を中心として家族が構成されている家が251戸で全体の7割を占め、なかでも子ども・父母を中心とした単婚小家族が大部分を占めていること。また、平均家族数が4ないし6名の場合が中心であること。しかしその一方で、戸主・子ども、戸主・父母、戸主と父母・兄弟、そしてその他の親族が1戸の家に暮らす壮年男子を中心とする家族数が2割強も存在することもまた注目に値しよう。

第2表 百姓身分別人口表

百姓身分	戸主			父母			妻			子ども			兄弟・姉妹			親族			合計		
	本村生れ	他村生れ	小計	父	母	小計	本村	他村	小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女	計
高持百姓	243 (2)	11	254 (2)	33	120	153	174	29	203	284	147	431	81	58	139	9	8	17	659	538	1,197
高不持百姓	28 (3)	2	30 (3)		9	9	16	3	19	23	20	43	4	4	8	1	3	4	55	58	113
身分肩書なし	39 (1)	1	40 (1)	4	15	19	22	4	26	36	11	47	5	4	9		1	1	84	58	142
神主	1 (0)		1 (0)		1	1												1	1	2	
計	311 (6)	14	325 (6)	37	145	182	212	36	248	343	178	521	90	66	156	10	12	22	799	655	1,454

(注) ()は女性戸主

第2表は、戸主を中心として、父母・妻・子ども・兄弟親族の数を男女に分けて示したものである。ここでみられる特徴ある傾向は、無妻帯戸主の多さと、戸主の父母の数と同居する兄弟姉妹の多さ、そして子どもの数の少なさである。この現象は、第1表にみたごとく、父母双方または片親など高齢者が同居または別居する家族が151戸で全体の五割弱をしめ、さらに妻帯せず戸主と父母・兄弟姉妹が同居する家族の多さによって生まれた現象である。

3. 高齢化と出生率低下現象の進行

以上のような現象は、結婚・出産の前提を欠く家族がかなりの割合を占めていることを意味している。このことを第3表によって補強しておこう。この表は、子ども数別に家族をみたものであるが、子どもが全くいない家族（95戸）が3割近くを占め、子ども一人の家族を含めるとなんと5割を越すことがわかる。しかもその内の64戸が妻のいない家族である。

第3表 百姓身分と子ども数の相関表

子ども数	高 持	高 不 持	身分肩書なし	神 主	合 計
0	69 (38)	12 (7)	13 (9)	1 (1)	95 (55)
1	49 (6)	9 (1)	16 (2)		74 (9)
2	60 (2)	5 (2)	6		71 (4)
3	46	3	3		52
4	22 (1)	1	1		24 (1)
5	5				5
6	2	1			3
7	1				1
計	254 (47)	31 (10)	39 (11)	1 (1)	325 (69)

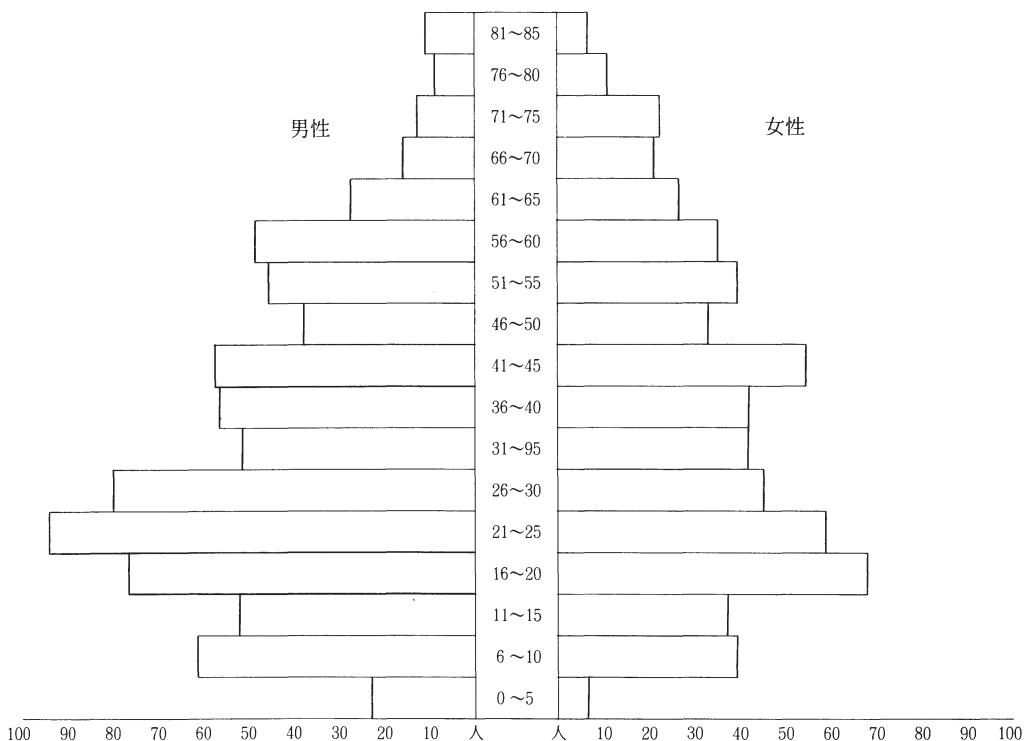
(注) () 内の数は、妻のいない家族数。

そして高齢者の存在をみれば、「宗門改帳」の上では両親として家族の一員に数えられている者たちであるが、別居者が意外に多い。とくに高齢夫婦双方が健在な28家族については、その約半数が別居をしている。そして当然のことながらこの場合にはすべてに、かれらを支える子ども夫婦の存在が確認される。しかもそれは、片親の別居（父親、8人のうち1人、母親、102人のうち、15人）の場合も同様な傾向にある。

この別居は、宮本常一氏が海村の「家族及び親族」（柳田国男編『海村生活の研究』）のなかで紹介されている、「同居隠居」、「別居隠居」、「隠居分家」などのどれにあたるのだろうか。いまそのどれであるかを特定することはできないが、戸主家族の一部として記載されている形式からみて、おそらく自立的な分家型の別居ではなく、扶養をともなう「同居隠居」・「別居隠居」とみるのが妥当だろう。それゆえ「別居」といっても実際の家族生活の姿は、父母との同居をともなうABC型と同じ状況にあったのではないかと思われる。以上のような現象は、百姓身分によつて大きな差はない。あえていえば、高不持百姓の子ども数が少ない程度である。

こうした家族構成上の特色は、師崎村の人口構成に如実にあらわされる。第1図は、年齢別の人口構成をしたものだが、15歳以下の子どもの数の極端な落ち込みと50歳代以上各世代の数の多さに特色がある。このことは、戸主の高齢化と、15年前の慶安期に出産のピークをむかえ、以後出生率が極端に低下したことを意味している。そして、1戸当たりの子ども数が平均1.1人、母親のいる家族の平均子ども数が2.1人、内女子の数は0.5人にすぎないという現象を生みだすことになった。しかもそれが、後述するように村内男女間の婚姻が圧倒的多数を占めることを考え

第1図 年齢別人口構成図



合わせると、女子人口の他村流出による減少とは考えられず、内的要因に起因するものとみてよいだろう。

こうして60代以上を除いて各世代の男女の人口比率が、常に男子が多いという現象を引き起こし、高齢者の場合にのみ、その大半が女子で占められるということになる。このような一種の人口の高齢化現象に象徴されるように、家族構成や人口構成からみると、17世紀半ばには師崎村はすでに転期をむかえたと考えられる。この傾向は、前出の『寛文村々覚書帳』の記述と比較すれば明らかなように、人口数は一応維持しているものの、わずか数年間に50戸におよぶ戸数の激減となって加速する。そのさい、第1表に示したさまざまな家族構成のどの部分がこの間に村落から消滅したのか、想定することはさほど困難ではない。

4. 村内婚と男子晩婚・女子早婚化現象の拡大

そこで次に、前述したような現象が生じたいくつかの要因について、考えておこう。

まず第1にいえることは、第2表をみれば明らかのように、250組に及ぶ夫婦の内、夫のほとんどが師崎村の出生者で占められている点である。他村の出生者はわずか14名を数えるにすぎない。そしてしかも、第4表を参照すれば明らかのように、その新移住者の3分の2弱が、寛永期、つまり17世紀前半に集中している。このことは、寛永期までは他村民の流入が持続的にあったこ

近世初期伊勢湾岸村落の家族と婚姻に関する新史料の紹介と分析結果について

とをうかがわせる。またかれらのほとんどは、移住後に師崎村生まれの女性を妻として一家をかまえていることからかれらが村落の人口増に一役かっていたことは間違いない。それゆえ、その後の移住者が漸減していく傾向が村落を変化させる一つの要因となっているとみることは妥当するであろう。

第4表 他村より入村戸主の出生地と入村年

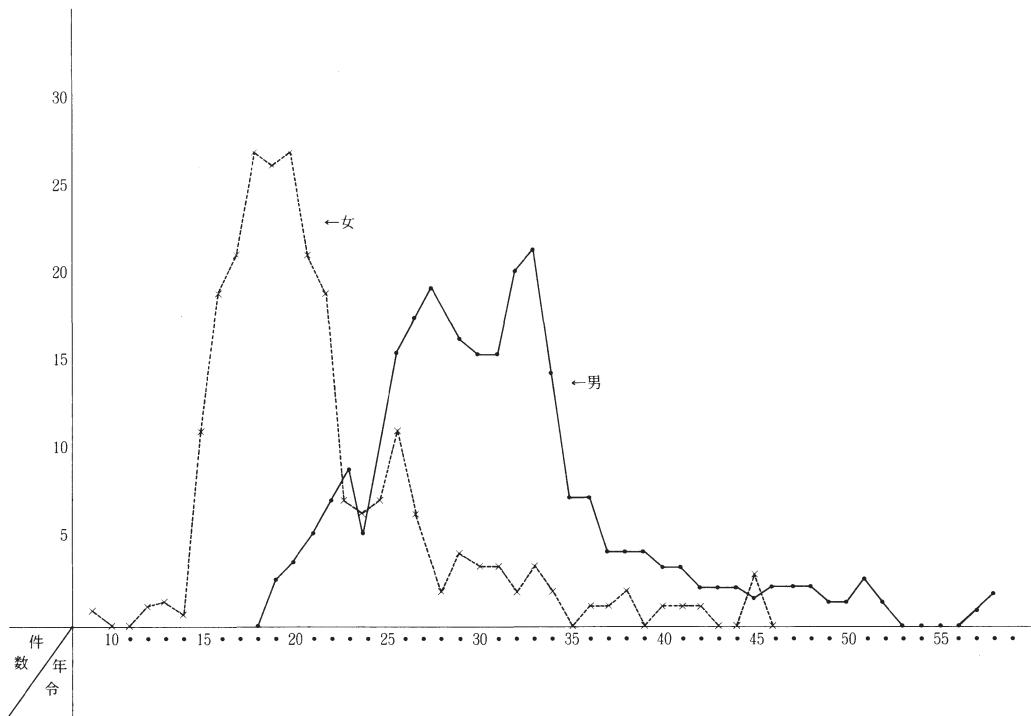
身 分	名 前	年 齢	入 村 の 年	出 生 地	入村年齢	妻の出生地	家 族 数
高 持	理 兵 衛	62	寛永 4 (1627)	国 郡 村 尾張・知多・成岩	22	師崎村	7
"	助左衛門	57	" " (")	" 緒川	18	"	6
"	忠 兵 衛	67	" 5 (1628)	" 名古屋	29	"	4
"	又 兵 衛	55	" 6 (1629)	" "	18	知多郡方名村	4
?	岳 庵	62	" 10 (1633)	" 知多・小野浦	29	名古屋	6
高 持	岳 兵 衛	50	" 11 (1634)	" 岩屋	19	師崎村	5
"	彦 兵 衛	37	" 16 (1639)	" 岩屋	10	"	2
"	文 四 郎	41	" 17 (1640)	" 内海	15	"	3
"	作 右 衛 門	44	正保元 (1644)	三河・碧海・刈屋	29	"	5
"	庄 兵 衛	59	承応元 (1652)	伊勢・宇治中之地藏	42	"	6
高不持	權 右 衛 門	26	" 2 (1653)	尾張・知多・大高	26	"	2
高 持	九郎右衛門	34	万治 2 (1659)	三河・宝飯・形原	27	"	5
"	總 右 衛 門	51	" 3 (1660)	尾張・知多・河和	45	知多郡河和村	3
高不持	七 三 郎	38	寛文 2 (1662)	伊勢・朝明・市場	34	知多郡大井村	2

第2に考えられることは、村内で圧倒的多数を占める師崎生まれの男性の結婚相手のほとんどが同村生まれである、という点にある。他村から妻をむかえた例は、全体の1割強の、2軒の庄屋を含む36例しかない。このことは、五人組内での婚姻関係がみられないところからみて、いくつかに分かれている村内小部落間での婚姻が通例であったということを意味している。それゆえ当然のことながら、婚姻による女性の他村流出もきわめて限定されたものになる。どのような関係なのかわからないが、本「宗門改帳」には、数年前に他村に嫁いでいったにもかかわらず、依然戸籍上移動がなされていない例が4例ある。しかし、案外この4例のみがこの間の他村への嫁ぎ数なのかもしれない。つまり、女性人口は、他村からの流入も他村への流出も、婚姻による移動はきわめて例外的な現象だったということになろう。

しかも村内における男性に対する女性人口の少なさはすでに指摘したところだが、第1図をみればわかるように、60代以上を除いて、すべての世代で5割を割り、とくに20代の婚姻適齢期の場合は、男性3に対して女性2の割合となっている。このことに村内出生者間での婚姻が大多数を占めるという事実を重ね合わせると、婚期をむかえた男性は、その1人が確実にあぶれ、婚期を大幅に遅らせる以外に、相手を得ることがきわめて困難だということになる。

その傾向は、村内の既婚者たちが何歳で結婚したか、男性と女性のそれぞれについてみた第2

第2図 男女の結婚年齢図



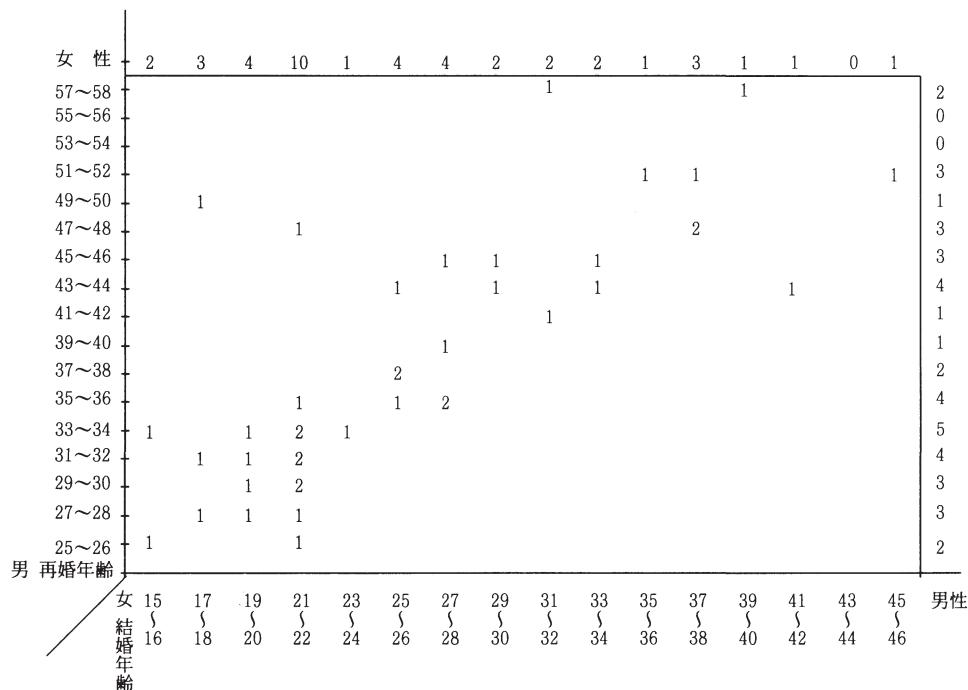
図に見事にあらわれる。つまり婚期のピークが、男性は30代前半にある。それに対して女性は10代後半にあることがわかるだろう。そしてそこには、なんと10歳以上の開きがある。この事実から男性の晩婚化と女性の早婚化現象を読みとることができる。

ただ男の晩婚化現象は、子細にみていくと再婚も起因していると考えられるので、上記の事実を即座にそうだと断定することはできない。なぜなら、本「宗門改帳」の記述には夫婦の婚姻年数が子どもの年齢に満たない事例が、第3図に示したように41例にのぼるからである。このことは、妻の連れ子によるか、さもなければなんらかの理由で妻を失った男親が、再婚しなければ起きえない現象である。また第4図は、戸主たちが、何歳の時に両親と死別したかをみたものであるが、20歳以前にも父のみならず母親と死別する場合が意外に多い。この母の死別数は、戸主の父親が再婚しなかった場合のみなので、再婚者数を加えればさらに大きなものになるとみてよい。そうすると男親が若くして再婚せざるをえない場面に遭遇するのは意外に多かったとみることもできる。

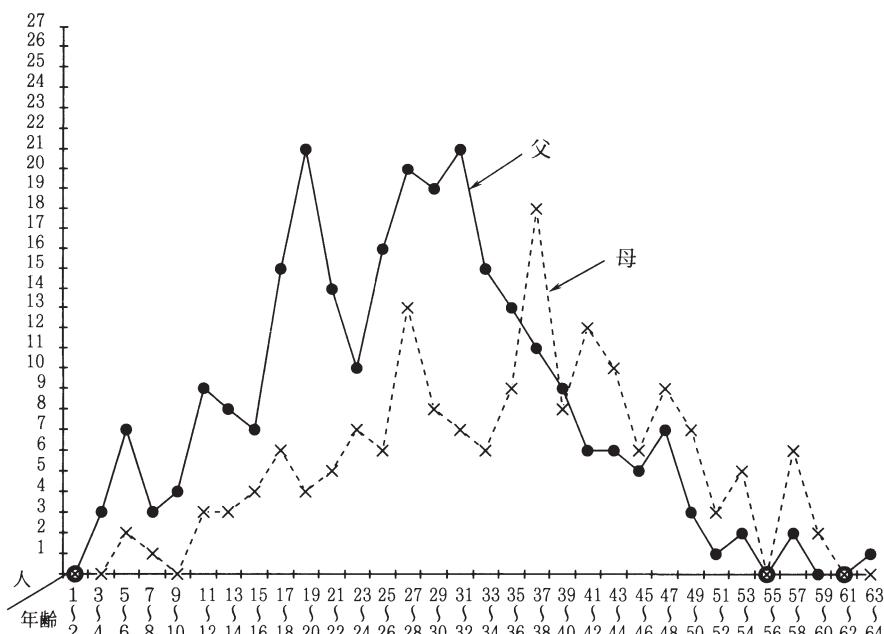
いずれにしても適齢期女性の少なさと村内婚現象が、第1表に数多くみられる戸主・母・兄弟などで構成する家族(EB, EC, ECD)、つまり未婚者および妻を失なった戸主家族の増大をもたらすことになった。そして当然のことながら、村内において出生率の増加を望める状況は生じえないという現象を生みだすことになる。

そこで、村外から妻を得た36例について、その妻たちの出生地、つまり通婚圏をみておこう。

第3図 男性の再婚年齢と相手女性の年齢の相関図



第4図 戸主の父母死別年齢別人数



第5表 他村生れ妻の出生地と人数

国名	郡名	村名	人数	位置	現在の行政区域
尾 知	多	内海	2	伊勢湾側	愛知県知多郡南知多町
		楠	1	"	"
		久	1	"	"
		岩屋	1	"	"
		中須	1	"	"
		須佐	5	"	"
		乙方	1	三河湾側	"
		大井	10	"	"
	張	片名	4	"	"
		小野浦	1	伊勢湾側	愛知県知多郡美浜町
愛 知	成 緒	河和	3	三河湾側	"
		岩川	1	三河湾側	愛知県半田市
	碧海	名古屋	2		名古屋市
		熱田	1	伊勢湾側	
三河	中嶋	中嶋	1	三河湾側	愛知県岡崎市

第5表がそれである。しかしここで3名以上の出生者を出している村は、いずれも師崎に近接した沿岸村落である。つまり彼女らは、そのほとんどが師崎村の日常的な生活圏の範囲内から迎えられていることが分かる。その点で数少ない村外との通婚は、名古屋・熱田などからのわずかな例をのぞき、おそらく近隣村落間の、きわめて限定された狭い範囲で例外的におこなわれていたということになる。

5. 養子、奉公人出生地の遠隔地化と江戸・名古屋出稼ぎの増大

しかしこうした傾向は当然のことながら人口構成上、とくに持続的な労働力の確保にゆがみをもたらす。そこで次に考えられるのが、他地域からの人口移入と雇用労働による補填策である。そして前者の場合は主に養子をむかえること、後者の場合は下人・下女の使用によってまかなわれる事が一般的である。

第6表は、師崎村の村民で養子を迎えた事例を家族構成別にみたものである。これによって明らかなことは、まず養子縁組が52組と意外に多いことである。また迎えた養子はすべてが男子であること。ついでそのほとんどは、10歳以下の低年齢で養子に迎えられること。そして、迎えた家族の過半数が、AB, ABC, ABCDなどの、いわゆる一般的な家族構成はもとより、A, ACな

第6表 家族構成別の養子縁組数

年 令 組	A B C D	A B C D	A B C D	A B C D	E B C C	E B C D	E C D	E F B	計
4	1 2 1 1 2	1 1 1 1 2	1 4 1 2 1				1 1 1 1	1 1	5
5~6	1 2 1 1 2	1 1 1 1 2	4 1 1 2 1						8
7~8	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1				1 1 1	1 1	5
9~10	1 1 2 2 1	2 2 2 2 1	1 1 1 1 1	2					8
11~12	2 2 2 2 1	2 2 2 2 1	2 1 1 1 1	1			1 1 1 1	1 1	8
13~14									5
15~16									5
17~18								1	3
19~20					1				1
21~22									0
23~24			1						1
25~26									0
27~28		1							1
?		2							2
計	6 11 10 2 1 9 1 3	1 0 1 0 2 3 2	52						

ど子どもを欠いた家族にも数多く迎えられていることが注目されよう。なお、AB、ABCの構成を持つ家族でも、男子を欠く家族が多いのが目につく。以上の点からみて師崎村民の養子縁組は、そのほとんどが人口充足として意識的に迎えられていることがわかるだろう。

さらに第7表は、養子の出生地をみたものであるが、これによれば、婚姻の場合とは異なって、村民間での養子縁組はわずかである。そして残りのほとんどが知多半島沿岸部はもとより三河・伊勢などかなり広い範囲から迎えられている。とくに刈谷・岡崎をはじめ対岸の三河湾沿岸部の村落から迎える事例が多い。

次に、雇用労働力についてみてみよう。寛文6年師崎村には下人は42人、下女は28人抱えられていた。下人・下女の雇用は、双方とも高持百姓が圧倒的である。なかには最高で下人4人、下女3人を抱える村民も存在したが、どちらか1人を雇用している場合が大半である。しかし庄屋の松左衛門・佐右衛門と高持百姓の宗左衛門・左次兵衛など特定の村民が、下人・下女双方を多数抱えていることからみて、雇用数は経営規模に比例していたことがうかがえる。

また、雇用時の下人・下女の年齢をみると、「私壱家ニ而生申候」とある、いわゆる譜代下人・下女から49歳の奉公までみられるが、下人は比較的若年で雇用され、下女の場合は、若年から3、40代まで各世代でさまざまである。さらにこの時期まで譜代下人を抱えているのは、前出の庄屋層に集中していることが目につく。

そして下人・下女たちの出生地もまた、第8表のごとく知多半島沿岸部と三河沿岸部からの雇用者が多く、第7表と比較すれば養子たちの出生地とほぼ重なりあっていることがわかるだろ

第7表 養子出生別数

国名	郡名	村・町名	人数	国名	郡名	村・町名	人数
尾 知	張 多	大高	1	三 河	尾張	名古屋	1
		寺本	1		額田	岡崎	3
		亀崎	6		碧海	刈屋	4
		米田	1		〃	福桶	1
		乙川	1		幡豆	平坂	1
		河和	2		〃	一色	1
		布土	1		〃	饗庭	1
		切山	1		宝飯	西郷	4
		内海	1		渥美	村松	1
		中須	2			片浜	1
		名切	1			中山	2
		乙方	1		?	えんま	1
		大方井	1		?	おがいけ	1
		日間賀	3		?	不明	1
		師崎	3	伊勢		宇治中之地蔵	1
				?	?	熊野方	1

う。

つまりこれら養子・奉公人の出生地は、隣接する近村は意外に少なく、そのほとんどが小舟を使えば1日で往復できる生活圏の範囲内に存在しているということになろう。

しかし養子縁組によって人口を充足し下人・下女を雇用して労働力を確保できるといっても、村民たちは前述したように複数の経済活動に携わっていたから、すべての労働力を村内の生産に充当したわけではない。とりわけ軍事的役割を激減させた大船の廻船への転換は、あらたな経済活動を可能にした。こうして貢稼ぎだけではなく、技術習得を目的にした奉公に出るものもふくめて村外への流出が活発化した。それゆえ第9表の(1)をみれば明らかなように、男子の奉公先はそのほとんどが江戸である。残りは、名古屋、三河沿岸部のほか、伊豆伊東・紀州新宮・奥州仙台などかなりの遠隔地へ出向いていることがわかる。これに対して女子の出稼ぎ先の大半は、第9表の(2)のように名古屋である。

そして江戸といっても湊町・船町・小船町・小網町など、江戸港湾部の町人町に集中しているのがきわ立っている。また女子の名古屋行きも、杉之町・納屋町・材木町などの町名から武家奉公や商家への奉公が主であったと思われる。つまり、師崎村民の流出先は、前述の例外的な村外婚とも、養子や奉公人の出生地とも異なり、そのほとんどが重なりあうことがない。そこからは、日常の生活圏とは違う、廻船や商業活動による広い範囲の経済活動や人間的交流の存在を確認す

近世初期伊勢湾岸村落の家族と婚姻に関する新史料の紹介と分析結果について

第8表 下人・下女出生地別人数

国名	郡名	村名	人數		国名	郡名	村名	人數	
			下人	下女				下人	下女
尾 知	多	師崎	5	13	三 河	額田岡	崎	1	1
		{主家生れ 当所生れ	6			幡豆赤	羽	1	
		龜崎	5			一平	色坂	1	
		乙川	3			佐久嶋	郷	1	
		古布	1	1		宝飯西之	郷	1	1
		富貴	1			渥美片浜池尻		3	
		河和	1	1		堀切		1	
		野間	1	1		不根		1	
		山田	1	1		碧海中島		1	
		小川	2			？えんま		1	
張	久	方名		2	紀伊	牟婁熊野	中嶋	1	
		須佐		1		伊豆賀茂	川津	1	

第9表(1) 男子の出稼ぎ先

国名	町村名	人數	国名	町村名	人數
武 藏	江戸		陸奥	仙台	1
	湊町	9	伊豆	伊東	2
	小田原町	1	三 河	刈谷	1
	船町	10		池鯉鮒	1
	伊勢町	1		三崎	1
	靈岸嶋	1	尾 張	名古屋	
	小船町	7		六間町	1
	吹屋町	1		納屋町	1
	材木町	3		永安寺町	1
	浜町	1		？	2
	八丁堀	1		知多郡須佐村	2
	両替町	3		新宮	1
	小網場町	4			
	芽場町	1			
	新堀町	2			
	一本町	1			

第9表(2) 女子の出稼ぎ先

国名	町村名	人數
尾 張 三 河	名古屋	
	杉町	3
	納屋町	1
	戸田町	1
	材木町	1
	？	22
	熱田	2
	知多郡須佐村	1
	岡崎	1
	刈谷	1

ることができる。

つぎに男性の村外出稼ぎ人たちは、戸主の子どもと兄弟である場合がほぼ半々で、戸主自身の出稼ぎは1人しかいない。そして彼らの出村年齢は、男子の場合には10代前半がもっと多く、

兄弟の場合は20代に多いことがわかる。これに対して女性の場合は、戸主の姉妹の出稼ぎが女子よりも多く、それゆえ出村年齢が2、30代と高齢化するのが特徴である。また、男女いずれの場合も雇用年限が長く長期離村の傾向がみられるが、とくにそれが兄弟・姉妹に際立つのは、余剰労働力として放出され帰村の可能性を絶たれたためであると考えられる。

6. 同宗旨への檀家集中化現象の進行

では最後に、前述したような婚姻関係において、師崎村では宗門改めによって強制された寺請制が、いったいどのように貫徹されたのかをみることにしよう。

第10表 村民の旦那寺と旦那数

寺名	宗派	所在地	宗門改帳記載の旦那数	集計上の旦那数			
				戸主	戸主の家族	他の家族	計
延命寺	曹洞	師崎村	881	186	681	14	881
満徳寺	"	"	162	35	127	2	164
豊泉寺	"	"	33	10	22	3	36
宗真寺	浄土	"	337	78	273	14	365
成願寺	曹洞	方名村	4			4	4
新蔵寺	"	"	2				0
法通寺	一向	大野村	54	12	36	6	54
無量寿寺	"	成岩村	7	1	6		7
渓見寺	"	亀崎村	11	2	9		11
了願寺	"	緒川村	1			1	1
計			1,492	324	1,154	45	1,523

(注) 戸主の家族のなかに、下人・下女総数67名がふくまれている。

師崎村には、前出の『寛文村々覚書帳』で紹介したように、禅宗4ヶ寺（延命寺・満徳寺・福壽寺・豊泉寺）、真言宗1ヶ寺（遍照寺）、天台宗1ヶ寺（神宮寺）、浄土宗1ヶ寺（宗真寺）、計7ヶ寺の寺院が当時存在した。これに対し本「宗門改帳」には、計10ヶ寺が寺手形を差し出した旦那寺として名前を連ねている。その寺院名と旦那数は、第10表の通りである。それによれば、村内寺院4ヶ寺、村外寺院6ヶ寺で、一向宗の場合はすべて村外寺院の旦那であることが明らかになる。

そして檀家数をみると圧倒的に禅宗延命寺（曹洞宗）とその末寺（満徳寺・豊泉寺）で占められていることに気づかれるだろう。次いで浄土宗宗真寺の檀家が多いが、こうした傾向は、知多郡内の村落に共通する現象である（第11表を参照）。それは広瀬良広氏の研究（「中世禪僧と授戒会——愛知県知多郡乾坤院藏『血脉衆』『小師帳』の分析を中心として——」（『禪宗地方展開史の研究』所収 1988年）に紹介されているような、中世以来、曹洞宗 緒川村乾坤院（現在 東浦

第11表 知多郡内宗派別寺院数

宗 派	寺院数
禅 宗	169
天 台 宗	23
真 言 宗	27
淨 土 宗	43
一 向 宗	
{ 本願寺	20
} 高 田	2
	284

町）などが、半島内の村落寺院と深く結びついていったことから、禪宗、なかでも曹洞宗の活発な活動によって生まれた現象である。

こうした状況のなかで延命寺もまた、知行主千賀志摩守の菩提寺である須佐村の正衆寺（乾坤院末寺、現南知多町）を本寺にいただくようになり、さらに満徳寺・豊泉寺も同様に延命寺を本寺とするなど、系列化が一挙に進行したものと思われる。このためだろうか、知多半島には尾張の平野部のような一向宗の激しい浸透が見られず、真宗寺院の建立も至って少ない。中世以来の湊町大野村（現、常滑市）の光明寺や成岩村（現、半田市）の無量寿寺（東門跡直參）などのほか

は、目立った寺院もなく、郡内に高田専修寺派を含めて22ヶ寺を数えるにすぎない。なお、大野村法通寺は、光明寺の塔頭「寺家四軒」（『寛文村々覚書帳』）の一つである。

このことは、師崎村村民の村内結婚率の異常な高さからみて、同一檀家間による婚姻が繰り返されることを意味し、他宗派の浸透をきわめて困難なものにした。そして分家による戸数増加もまた同時に延命寺の檀家の増加をもたらした。その点では、文禄年間に千賀氏によって創建されたといわれる浄土宗宗真寺の場合も、延命寺と同様な論理で檀家数を増大させていったと考えられる。

それゆえ他宗派の檀家が入る余地は、他村からの移住による定着によらざるをえない。しかしこれとて、師崎村出生の妻を迎えて独立する場合も、多くの場合妻の宗派に吸収される傾向が強く、これまた延命寺や宗真寺の檀家数をさらに増やす結果を招いた。しかも他宗派間の婚姻は、妻が戸主の宗派に改宗させられることによって家族に同化されることが普通であり、その点では、奉公人の場合も同様であったため、その傾向はいっそう強まったと思われる。

しかしこうした動きに従わない事例がないわけではない。その結果、家族内に他宗派の旦那となる者をもつ家族がわずかながら存在する。つまり、同一宗派でありながら夫婦で旦那寺を異なる家族（「はじめに」第2例）や、他宗派の旦那だけでなく、同宗派の他の寺院の旦那であるような関係が重なりあって、戸主・妻・子どもがそれぞれ旦那寺を異なる家族（「同」第3例）すら散見される。また同一家族内で、男と女が宗派や旦那寺を異なる家族（「同」第5例）もみられる。

そしてこのような関係が生まれるのは、主に家族間を移動する妻や婿の場合で、とりわけ（1）戸主・妻がそれぞれ禪宗延命寺か浄土宗宗真寺の場合と、（2）戸主がある宗派で妻が一向宗の場合に多い。そのさい（1）の場合は夫婦双方とも宗派をかえず、（2）の場合は一向宗の妻は改宗せず、戸主が一向宗の場合は、他宗派の妻を同宗に改宗させる傾向が強い。なお奉公人で、宗派を変えなかった事例が2例あるが、それもまた浄土宗と禪宗の間である。

これらのこととは、寺請制貫徹前の家族間にさまざまな信仰形態が存在したことを想起させる

が、そこにもまた、村内2大宗派の確執や一向宗独自の宗教的性格を読みとることができるだろう。

結びにかえて——近世初期海村共同体について——

これまでみてきたような、寛文期の伊勢湾沿岸の師崎村の家族構成や人口構成、さらには婚姻のありかた、養子縁組、奉公人雇用、そして出稼ぎ先に関するデータの整理などから、なにを明らかにすることができたのだろうか。

まず第1に言えることは、17世紀半ばには、ほぼ単婚小家族経営の確立をみたこと。しかし意外に早く高齢化現象があらわれ、戸数減・人口減の要因が醸成されだしていることである。そしてその要因は、村内婚の多さにみられる閉鎖性、男性人口の過剰現象などにあることを列挙できるが、ではなぜ、これまでみてきたような現象が生まれたのだろうか。それはほかでもなく、海村的な共同体の近世的な展開と不可分に結びついているとみなければならないだろう。そのことを二野瓶徳夫氏の『漁業構造の史的展開』などに依拠すれば以下のように整理できよう。

近世における農業生産の発展は魚肥需要を増大させ、江戸をはじめとする都市の発達は水産物市場を拡大し、漁業生産の商品経済化をうながした。そして、漁具・漁法の技術的革新と新興の漁民の増大、それによる近世漁村の形成をみた。この結果、漁法の大型化による共同労働の増大と、漁場占有をめぐる旧慣破りの紛争の激化を招來した。そのうえに魚の回遊性が漁獲高を不安定なものにしたので、漁場侵犯を頻発させることになった。しかも村は、知行の単位として年貢負担を義務づけられ、漁業生産も石高制による収奪の対象となった。こうして近世の漁村共同体は、中世漁村の場合よりも、はるかに緻密に規制しあう「窮屈な社会秩序」（「近代漁業技術の形成」『講座・日本技術の社会史』2「塩業・漁業」所収）を形成し、強化していくといわれる。

つまり師崎村における鰯漁をはじめとする網漁業の普及は、共同体的紐帯をいやでも強化した。しかも船上での労働力の中心は男性であって、農業労働の編成とは大きく相違する。こうした傾向は、「村切り」などで漁場が限定化され固定化すればするほど強まっていった。これが村内婚による共同体的結びつきをいっそう強めることとなり、村外婚を抑制する傾向を強めた。この結果同一旦那寺への單一化もすすみ、宗教的な慣習を共有するとともに、同一諸行事への参加によって共同の仲間意識が促進された。

しかしこの閉鎖性と男子労働の強化は、婚姻年齢や家族構成上のゆがみを生み、出生率低下の要因となった。そこで男子労働力の補充が、養子縁組や下人・下女雇用によってまかなわれるようになったが、それらはともすれば、漁場が重なり合い、利害が対立しあう隣村を避けて、生活圏内で、しかも漁業生産上障害とならない地域から求めるようになった。

また軍事的利用が激減した大船を保有していた村民は、廻船業への進出を本格化させた。そしてここでも労働力の中心は男子であった。廻船は江戸廻船が主力であった。そこで江戸をはじめ、奥州仙台にいたる遠隔地の諸湊への労働力移出が不可欠になった。女子の場合に圧倒的に名古屋

が多いのは、廻船とのかかわりのみならず、漁獲物の大市場でもある名古屋や熱田が、戸主の姉や妹など余剰労働力の労働市場として、もっとも吸引力をもっていたからにほかならない。

以上のように、寛文6（1666年）年11月の師崎村「宗門改帳」の分析結果は、農業・漁業と湊が共存する村落の、17世紀半ばの家族構成や人口構成の特質を如実に示しているといえるだろう。そしてそれは、近世初期に関する海村的な共同体の性格づけを、数量的に裏づけることになった。ただこのような海村的共同体の状況が、よくいわれるよう、そのまま持続するのかどうか。その推移はいまのところわからない。今後の研究課題したい。

[付記] 本研究ノート完成後、同史料を使って全く同様な観点から山下清氏が『宗門改帳による近世初期の師崎村』（『みなみ』52号）という論文を発表された。そのため、校正の段階で大いに参考にさせていただいたことを付記しておく。